

## 令和7年度第1回三重県総合教育会議議事録(概要)

- 1 日 時 令和7年6月23日(月) 13:10～15:10
- 2 場 所 三重県庁講堂棟3階131・132会議室
- 3 出席者 (知事) 一見勝之  
(教育長) 福永和伸  
(教育委員) 大森達也、富樫健二、安田悦子、横山史子  
(有識者)  
ビオス法律事務所 弁護士 白山雄一郎  
東京理科大学 教授 八並光俊  
公益社団法人子どもの発達科学研究所 所長 和久田学

### 4 議 題 いじめ対策について

### 5 主な意見

(白山氏)

- ・いじめ予防授業やいじめ対策アドバイザー、スクールロイヤー、いじめ重大事態調査委員会といった弁護士会と連携した対策は、主にいじめの未然防止や早期発見、早期対応、事後的な調査等を目的としており、紛争を直接的に解決する部分が制度として弱いと感じる。紛争解決に向けて、各専門家が相互に連携し、意見交換やヒアリングを行い、解決の道筋を示す「学校ADR制度」について、今後、準備を進めてはどうか。

(和久田氏)

- ・いじめの予防に向けては、教師の行動・態度や学校の雰囲気などが、子どもの行動に影響するというエビデンスがあることをふまえ、変化する子どもたち個人の状態や学校風土を科学的に把握して見える化することが重要。加えて、教員の皆さんが専門的な教材やプログラムを活用しながら具体的なアクションを取り、自分自身で問題解決できる子どもたちを育てていくことがいじめ予防だけでなく、子どもの健全な発達につながることから重要であると考えられる。

(八並氏)

- ・生徒指導は、経験則ではなく、生徒指導の理論・考え方等がまとめられた「生徒指導提要」に基づいて行うべき。また、いじめの予防に向けては、子どもたちが感動したり、自他のよいところを発見したりできるよう、教科学習や特別活動などを見直していくことが必要。さらに、いじめの未然防止においては、コミュニティスクールを中心に保護者や子どもたちを含めて学校いじめ防止基本方針の策定・点検等を行うことや学校いじめ対策委員会の議事録を保存することが必要。

(安田委員)

- ・保護者が本当に忙しかったり、家庭が問題を抱えていたりすることがあり、保護者自身が孤立しないよう、地域での取組や子どもたちをみんなで見守る取組が必要。また、子どもたち同士で人間関係のトラブルを解決できる力を育む教育が必要。

(横山委員)

- ・就職した後、仕事をしていく中で人間関係のトラブルが起こることがあり、子どもたちが自分たちで問題を解決できる力を学校で身につけて欲しい。いじめの深刻化を防ぐためには、いじめが起きたときに、しっかりと対応して子どもたちの理解を促すことが重要。

(富樫委員)

- ・いじめが起こっている場合にスクールカウンセラー等の専門職と連携して方針を決定することや、教職員がスクールロイヤーなど専門職機関に協力要請できる体制づくりを行うことが大切。また、教員を対象とした、いじめ防止対策推進法等に関する研修の強化も必要。

(大森委員)

- ・いじめ対策においてPDCAサイクルをまわし、対策に生かしていくことが重要。また、いじめの深刻化を防ぐために、知事部局、教育委員会、弁護士会、医師会などが連携して就学前の子どもたちの非認知能力の育成に取り組むことが必要。

(福永教育長)

- ・加害者にいじめの意識がない無自覚ないじめや、加害者と被害者が入れ替わる双方向のいじめなど、予防を含め、対応が難しいいじめが目立つようになってきている。加えて、いじめへの対応では、被害者側の主張に寄り添う必要があるなど学校側の裁量の余地が限られ、過剰に振り回される面があり、学校現場の負担軽減に向けた対策が必要。

(一見知事)

- ・本日いただいた意見をふまえ、今後の県のいじめ対策をどうするのか検討していきたい。